

平成25年度

支援給付・支援給付施行事務監査
の実施方針等

～本日のメニュー～

＜支援給付の実施方針等＞

- 1 高齢化への対応について
- 2 生活扶助基準の見直しへの対応について
- 3 年金額等の引下げに伴う留意点について
- 4 電子レセプトを活用したレセプト点検について
- 5 後発医薬品の一層の周知について

＜支援給付施行事務監査の実施方針等＞

- 1 これまでの取り組み
- 2 平成25年度の主な取り組み
- 3 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について
- 4 厚生労働省が実施する監査について

支援給付の実施方針等

1 高齢化への対応について

支援給付受給者は、高齢者の構成となることから、

- ① 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- ② 介護保険法に定める要介護（支援）の状態と考えられる者については、要介護認定申請が検討されているか。
- ③ 必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用が図られているか。
- ④ 配偶者の年金等の受給の可否が検討されているか。

といった視点で定着後の生活支援を実施するようお願いする。

2 生活扶助基準の見直しへの対応について

- ① 生活扶助基準の見直しが平成25年8月に実施されることになっており、これに伴い当該基準を用いて算出される支援給付費の額も変更されることとなる。

上記以外については、支援給付制度の独自運用の取扱いにおいて変更はなく、その実施に当たっては、従来どおり柔軟な取扱いをすることとしている。

- ② 平成25年度は、社会保障審議会生活保護基準部会における検討結果に基づく年齢・世帯人員・地域差による影響の調整や前回（平成20年）の見直し以降の物価動向を踏まえた生活扶助基準の額が見直され、また、各種加算及び期末一時扶助についても物価動向を勘案し見直されることとなっている。なお、激変緩和の観点から適正化の影響を一定程度に抑えるため、現行基準からの増減額が±10%を超えないよう調整され、平成25年8月から3年程度の経過措置を設け、見直しを段階的に行うこととしている（期末一時扶助を除く）。

- ③ 一時扶助（被服費等）、住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）及び生業扶助の技能習得費（高等学校等就業費を除く。）については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

- ④ 一時扶助、住宅扶助、出産扶助及び生業扶助の改定についても平成25年8月から実施することとしている。

- ⑤ 特に、生活扶助基準の見直しを実施することとしている平成25年8月の支援給付費の支給については、支給額が変更することについて、厚生労働省告示第174号（平成25年5月16日）、厚生労働省事務次官通知「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年5月16日厚生労働省社援0516第

2号)、が発出されているところであるので、別紙に示す参考例を活用するなどして、6月の収入申告書の提出時等事前に支援給付受給者に説明しておくなど、懇切丁寧に行うよう願いたい。

3 年金額等の引下げに伴う留意点について

現在支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われている（特例水準）。

平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）により、特例水準（2.5%）を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消することとなる。

(参考)解消のスケジュールと年金額の推移

年月	基礎年金
平成24年 4月～	65,541円
平成25年10月～ (▲1.0%)	64,875円 (▲666円)
平成26年 4月～ (▲1.0%)	64,200円 (▲675円)
平成27年 4月～ (▲0.5%)	63,866円 (▲334円)

※ 3年間物価・賃金が上昇も下落もしないと仮定した場合のもので、物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅は縮小する。

平成25年10月から老齢基礎年金の支給額が1.0%引き下がることとなる。これを受け、支援給付受給者が受給する年金額が平成25年12月支給分から引き下げされることから、次の点に留意願いたい。

- ① 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き下がることにより、控除額の変更を要すること。
- ② 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
- ③ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。

なお、収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知書等により金額を確認すること。

4 電子レセプトを活用したレセプト点検について

平成23年度より全国で運用している電子レセプトシステムは、医療支援給付受給者や医療機関別にレセプトを抽出して点検を行うなど効率的・効果的なレセプト点検が可

能である。

平成24年10月には電子レセプトシステムの改修により、頻回受診や薬の過剰な多剤投与を受けている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化が行われている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例を把握する作業の効率化が図られ、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるため、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

また、平成25年3月にも、請求に突出した特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化が行われることになっており、電子レセプトにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療支援給付の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、各地方自治体におかれでは、積極的に電子レセプトシステムを活用し、引き続き実効性のあるレセプト点検を実施願いたい。

5 後発医薬品の一層の周知について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月）を策定し、総合的な取組を行っている。

医療支援給付においても、支援給付費の全体の約半分を占めているところであり、後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある。

「後発医薬品のしおり」を平成24年3月末に送付しているところであるので、支援給付の実施機関から支援給付受給者に後発医薬品の服用について理解を求めるよう同しおりを用いて、支援・相談員から懇切丁寧に説明し、従来通り引き続き一層の周知を願いたい。

支援給付を受けているみなさまへ

平成25年8月から 支援給付の額が見直されます

○ 支援給付は、法律(「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」)により、中国残留邦人、樺太残留邦人の方々の置かれた特別の事情にかんがみ、①まずは老齢基礎年金を満額支給する措置を行い、②加えて、その年金収入を補う給付を行うという考え方で、生活保護の基準(国が地域ごとに定めた「生活費の基準」)の例により実施しています。

○ 上記の「生活費の基準」は、8月に見直されます。

○ 平成25年8月から、みなさまが受ける支援給付の額は、見直し後の「生活費の基準」を用いて算定されます。

○ なお、支援給付制度の独自の取扱い(ご本人の老齢基礎年金については、満額相当額まで収入として認定されない等)について変更はありません。

○ 実施にあたっては、今後も中国残留邦人、樺太残留邦人の方々の特別な事情に配慮して懇切丁寧に行います。

○ 支援給付を受けているみなさまには、「生活費の基準」の見直しに基づいて、実施機関において、みなさまごとに支援給付の額を算定した上で、見直し後の支援給付の額をお知らせする予定です。
(くわしいことは支援給付の実施機関及び支援・相談員におたずねください。)

平成25年 月

〇〇福祉事務所

住 所:

電話番号:

担 当:

致：领取支援给付者各位

将于2013年（平成25年）8月 修改支援给付额

- 支援给付根据法律（“有关促进遗华日本人等顺利回国及支援回国定居后自立的法律”），鉴于遗华日本人与遗桦太日本人所处的特殊情况，采取首先支付满额老龄基础年金，然后再补充年金收入的方针，按照国家所规定各地区“生活费基准”上的生活保护基准进行实施。
 - 对上述“生活费基准”，政府将于8月份进行修改。
-
- 从2013年(平成25年)8月以后，支援给付额将根据修改后的“生活费基准”计算。
 - 另外，支援给付制度特别的运用（比如不将满额老龄基础年金作为收入认定等）并没有修改。
 - 今后也将考虑到遗华日本人、遗桦太日本人各位的特殊情况，殷勤相应地实施支援给付制度。
-
- 有关新的支援给付额，将由实施机关根据修改后的“生活费基准”重新计算后，再通知各位。
(详情请向支援给付实施机关或支援咨询员咨询。)

○○福祉事务所

地址：

电话：

负责人：

2013(平成25)年 月

支援給付施行事務監査の実施方針等

1 これまでの取り組み

厚生労働省では平成21年より、実地監査を実施し、4年かけて、すべての都道府県・指定都市本庁を1巡した。

67都道府県・指定都市本庁 74実施機関

(実地監査の対象とならなかった道府県・指定都市本庁に対しては毎年書面監査を実施した。)

ケース検討数は、累計930ケース、指導指示率69.7%であった(厚生労働省のケース検討結果の指導指示状況(平成21~24年度実施分)参照)。

2 平成25年度の主な取り組み

(1)都道府県・指定都市本庁が行う実地監査

都道府県・指定都市本庁:4年かけて管内の実施機関を1巡するスケジュールで、実地監査を行うことになっている(実施機関:4年に1度監査が行われることになる)。

☆2巡目においても実地での監査の確実な実施が必要である。平成25年度は、実地監査の2巡目の初年度であり、本庁においても、引き続き、管内の実施機関に対し計画的に実地による支援給付施行事務監査を行い、それ以外のところは書面監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

(2)厚生労働省による監査を踏まえた対応

平成24年度に厚生労働省が実施した監査では、以下の事例が多く認められた。
同様の問題があると認められる実施機関に対し、適切な指導をお願いしたい。

- ・ 収入申告書が定期的(毎年6月)に微取されていない事例
(特に、収入申告書の企業年金の申告漏れの事例が散見された)

→収入申告について収入申告書の定期的(毎年6月)な微取を徹底し、毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・微収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないよう助言指導願いたい。
- ・ 1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例

→家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも1年に1回以上訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)するよう助言指導願いたい。
- ・ 障害者自立支援法第58条の適用など他法他施策の活用がされていない事例

→年金、障害者自立支援給付等、他法他施策の活用について、特に配偶者の年金受給権等の確認及び人工透析等に係る更生医療や精神通院医療等の優先活用などを指導願いたい。

- ・ 海外渡航の不適切な事例

- ① 海外渡航について記録していない
- ② 海外渡航の目的や期間を確認していない
- ③ 2ヶ月超の海外渡航の適否について、組織的に検討されていない

→海外渡航について、事前の届出(電話連絡可)、渡航目的や期間の記録がされているか、2ヶ月超の海外渡航の適否について、担当者だけでなく実施機関で組織的に検討されているかに着目し、指導願いたい。

上記は、ほぼ毎年度、指摘されている事項であり、特に海外渡航などについて不適切な取扱いがなされると支援給付制度への信頼がゆらぐこととなるため、適時適切な助言指導が重要と考えている。

3 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

平成25年度における監査について

<「昨今の厳しい財政状況」と「支援給付行事務監査の重要な役割」>

→厳しい財政状況で支援給付行事務がより適正に実施されるよう徹底する必要性が高まる

→よって本庁の各実施機関に対する指導監査の重要性が従前に増して高くなっている

→実施機関における支援給付行事務について、その適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じることで適正な運用を確保するのが実地監査の役割である

<「支援給付制度の特色」と「組織的な対応の重要性」>

→支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている

しかし、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどが着眼点となる

→幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うことが必要となる

<「実地での監査のための計画策定」>

→平成25年度においては、4年で1巡することになっている実地監査の2巡目の初年度であるため、4年間で管内の実施機関すべてを一巡できる実地監査計画を策定願いたい

4 厚生労働省が実施する監査について

(1) 平成25年度における監査計画等

◎ 実地監査

平成25年度の実地監査は、以下の18の都府県市を予定している。

【実地監査対象地】 秋田県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、三重県、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、鹿児島県、浜松市、名古屋市、神戸市、広島市、北九州市

各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき、実施機関数・被支援世帯数の多寡及び各地域でのバランス等を勘案した上で、調整等を行い、実地監査に入る実施機関・日程等を決定しお知らせしたので該当の県市は協力願いたい。

○ 書面監査

平成25年度の書面監査は、上記以外の実地監査の対象とならなかつたすべての道府県市に対して実施する。

方法等は例年と同様である。

(2) 監査関係提出資料等

都道府県・指定都市が実施した監査結果報告－平成25年5月末提出

支援給付施行事務監査資料－実地監査対象地は監査日2週間前提出
－書面監査対象地は決定し次第連絡する

※ 提出期限については遵守願いたい。

※ 支援給付施行事務監査資料については、引き続き、提出前の形式・内容チェックについてもお願いする。

厚生労働省のケース検討結果の指導指示状況(平成21~24年度実施分)

1 総表

	検討数	検討結果									
		問題のないケース		指導指示数		指導指示率		指導・指示内訳			
		A (B+C)	B	C	C/A	D	D/A	E	F/A		
21年度	147	53	94		63.9%	57	38.8%	37	25.2%		
22年度	288	82	206		71.5%	134	46.5%	72	25.0%		
23年度	237	84	153		64.6%	103	43.5%	50	21.1%		
24年度	258	63	195		75.6%	127	49.2%	88	34.1%		
合計	930	282	648		69.7%	421	45.3%	247	26.6%		

2 指導・指示事項別内訳

	ケース検討数	1 資産	2	3 他法他施策			4 最低費		5 収入認定			6	7 病状把握	8 指導指示等	9	10	関係機関との連携							
		ア 資 産 の 把 握	イ 資 産 活 用	扶 養	ウ 自 立 支 援 法 第 5 8 条	工 福 祉 各 法	才 社 会 保 険	力 そ の 他	キ 経 常 的 最 低 生 活 費	ク 加 算	ケ 臨 時 的 最 低 生 活 費	コ 収 入 申 告 書	サ 内 容 検 討	シ 控 除	ス そ の 他	支 援 給 付 の 決 定	セ 療 養 指 導 の 要 否	ソ そ の 他	タ 療 養 指 導	チ 検 診 命 令	ツ そ の 他			
文 書 指 示	21年度	147	4	2	6	0	1	1	0	8	2	0	3	15	0	1	7	0	4	1	0	0	25	0
	22年度	288	30	1	5	10	1	0	2	11	11	1	24	15	2	4	40	0	10	0	0	0	36	0
	23年度	237	18	1	9	4	1	1	1	6	2	0	6	15	4	1	38	4	6	0	0	0	23	0
	24年度	258	28	0	1	15	1	2	1	18	3	1	16	20	2	4	31	9	6	1	0	1	25	4
	合計	930	80	4	21	29	4	4	4	43	18	2	49	65	8	10	116	13	26	2	0	1	109	4
口 答 指 示	21年度	147	2	0	21	1	2	0	1	2	1	3	10	12	0	1	23	2	1	0	0	3	21	3
	22年度	288	43	0	16	10	3	0	4	12	5	1	20	6	2	3	44	3	21	1	0	0	12	1
	23年度	237	50	2	17	1	1	1	0	15	1	1	6	9	12	1	14	1	2	0	0	1	7	0
	24年度	258	80	0	23	0	1	1	0	1	0	4	15	9	11	2	20	2	0	2	0	0	18	2
	合計	930	175	2	77	12	7	2	5	30	7	9	51	36	25	7	101	8	24	3	0	4	58	6